

第5期 島本町障害福祉計画

（第1期 島本町障害児福祉計画）

平成30年3月
島本町

はじめに

本町では、「いきいき・ふれあい・やさしい島本」を合言葉に、「自然と調和した活力のある人間尊重のまち」の実現をめざし、各種施策を推進しています。

障害者施策については、平成 24 年 3 月に策定した「第 2 次島本町障害者計画」及び平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期島本町障害福祉計画」に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、諸施策を推進してまいりました。

近年、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。国の障害者制度改革により、障害者総合支援法や児童福祉法の改正に伴うサービスの拡充をはじめ、難病法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法など、障害のある方の日常生活・社会生活にかかわる重要な法律・制度の創設や改正が行われています。

このような状況の中で、さまざまな課題に的確に対応し、さらなる障害者福祉の向上を図るため、平成 30 年度からの本町の障害福祉サービス等の実施計画となる「第 5 期島本町障害福祉計画(第 1 期島本町障害児福祉計画)」を策定いたしました。この計画に基づき、今後も、必要なサービスの確保と充実を図ってまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました島本町障害者施策推進協議会の皆さまをはじめ、アンケート調査や意見募集にご協力をいただきました住民の皆さま、関係事業所の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

島本町長 山田 紘平

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付けと期間	3
第3節 計画の策定体制	4
第4節 計画の推進体制	4
第2章 障害者の現状	5
第3章 計画の基本方針	8
第4章 成果目標	9
第1節 障害福祉計画の成果目標	9
第2節 障害児福祉計画の成果目標	14
第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量	16
第1節 障害福祉サービスの見込量	16
第2節 地域生活支援事業の見込量	25
第3節 障害児支援サービスの見込量	32
資料	38
島本町障害者施策推進協議会条例	38
島本町障害者施策推進協議会 委員名簿	39
島本町障害者施策推進協議会 開催経過	39
用語説明	40



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成 24 年 3 月に策定した「第 2 次島本町障害者計画」（計画期間：平成 24～29 年度）及び平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期島本町障害福祉計画」（計画期間：平成 27～29 年度）に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進してきました。

この間、国においては、「障害者権利条約」の批准（平成 26 年 1 月）をめざした国内法の整備・改正が行われ、障害者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化しています。

平成 23 年の「障害者基本法」の改正においては、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律の全てに通じる基本目標とされました。また、障害者の定義についても、個人の機能障害に要因があると考ええる「医療モデル」から、「社会的障壁」により日常生活や社会生活に制限を受けることを要因とする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。さらに、平成 24 年には「障害者虐待防止法」、平成 25 年には「障害者総合支援法」（障害者自立支援法の改正法）、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行されるなど、共生社会の実現に向けた、権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。

障害福祉サービス等の提供体制については、児童福祉法の改正に伴い、平成 24 年度から市町村で「障害児通所支援サービス」（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）が開始されています。また、平成 30 年度からは、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、職場定着を援助する「就労定着支援」、ひとり暮らしを支援する「自立生活援助」、重度障害児の居宅に訪問して療育を行う「居宅訪問型児童発達支援」の創設、障害児支援サービスの数値目標等を定める「障害児福祉計画」の法定化等、新たなサービスの創設や支援体制の強化のための取組が予定されています。

平成 30 年度からの「第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）」の策定に関する国の指針では、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築や、児童発達支援センターの設置、医療的ケアを必要とする児童の支援のための体制整備等が新たに盛り込まれ、障害福祉サービスと障害児支援サービスの一体的な推進をめざしたものとなっています。

障害のある人もない人も、住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせるまちの実現に向け、これまでの計画の成果や課題、障害のある人やその家族等のニーズ、国・大阪府の動向等を踏まえ、制度改正や地域における諸課題に的確に対応し、今後も必要なサービスの確保と提供を図るため、平成 30 年度からの本町の障害福祉サービス及び障害児支援サービス等の実施計画として、「第 5 期島本町障害福祉計画（第 1 期島本町障害児福祉計画）」（以下「本計画」と言う。）を策定します。

＜近年の法・制度の動向＞

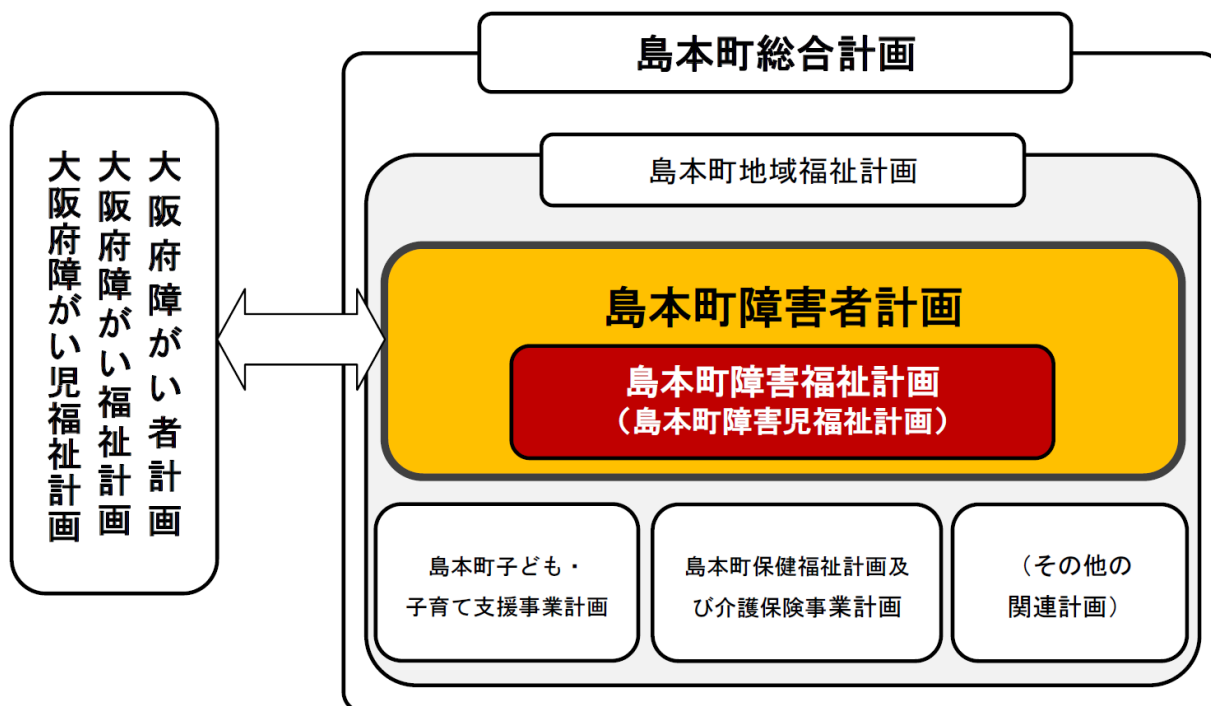
年	主な動き
平成 18 年	● 「障害者自立支援法」の施行（４月） ⇒三障害(身体・知的・精神)のサービスを一元化 ● 国連総会で「障害者権利条約」（障害者の権利に関する条約）を採択（１２月）
平成 19 年	● 日本が「障害者権利条約」に署名（９月） ⇒以降、同条約の批准をめざして国内法・制度の整備を推進
平成 21 年	● 「障害者雇用促進法」（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正（４月） ⇒障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 22 年	● 「障害者自立支援法」の改正（１２月） ⇒利用者負担の見直し、サービス対象に発達障害も含むことを明確化 等
平成 23 年	● 「障害者基本法」の改正（８月） ⇒障害者の定義(社会的モデル)、地域社会における共生、差別禁止 等
平成 24 年	● 「児童福祉法」の改正（４月） ⇒障害児通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の開始 ● 「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行（１０月） ⇒通報義務、立入調査権、自治体の役割を規定 等
平成 25 年	● 「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行（４月） ⇒障害者自立支援法から名称変更、サービス対象に難病者を追加 等 ● 「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行（４月） ⇒公的機関は調達方針・目標を定め、障害者施設等から物品等の調達を推進
平成 26 年	● 「障害者権利条約」を批准（１月） ● 「障害者総合支援法」の改正（４月） ⇒障害支援区分の創設、共同生活介護と共同生活援助の一元化 等
平成 27 年	● 「難病法」（難病の患者に対する医療等に関する法律）の施行（１月） ⇒医療費助成の対象疾病を大幅拡大、特定医療費(指定難病)助成制度を開始
平成 28 年	● 「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行（４月） ⇒行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 等 ● 「障害者雇用促進法」の改正（４月） ⇒雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、※法定雇用率の算定対象に精神障害者を追加(※平成 30 年4月から) ● 「成年後見制度利用促進法」（成年後見制度の利用の促進に関する法律）の施行（５月） ⇒人材確保等利用促進のための施策、国等の責務 等
平成 30 年	● 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（４月） ⇒就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化 等 ● 「介護保険法」等の改正（４月） ⇒介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の創設 等

第2節 計画の位置付けと期間

1 位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」（第5期島本町障害福祉計画）及び児童福祉法33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」（第1期島本町障害児福祉計画）として一体的に策定するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策等を設定します。

本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第3次島本町障害者計画）を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図りながら一体的に推進します。



2 計画期間

本計画は、平成32年度を目標年度として設定し、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とします。

年度 計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障 害 者 画	第 2 次 計 画						第 3 次 計 画					
障 害 福 祉 画	第 3 期 計 画		第 4 期 計 画				第 5 期 計 画		第 6 期 計 画			
障 害 児 福 祉 計 画							第 1 期 計 画		第 2 期 計 画			

第3節 計画の策定体制

1 島本町障害者施策推進協議会での審議

計画策定にあたり、学識経験者、関係機関・事業所の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

2 島本町障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

計画策定にあたり、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」からの意見聴取を行いました。

3 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、障害者の実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調 査 名	「障害者計画」及び「障害福祉計画」策定のためのアンケート調査
対 象 者	障害者手帳の所持者、障害者手帳は所持していないが障害福祉サービス・障害児支援サービスを利用している方
調 査 期 間	平成 29 年8月9日(水)～8月 31 日(木)
調 査 方 法	郵送により配布・回収(無記名方式)
調 査 対 象 数	1,417 人
回 答 数 ・ 回 収 率	885 人(62.5%)

4 パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント(意見募集)を実施しました。

募 集 期 間	平成 30 年1月5日(金)～2月5日(月)
資 料 の 閲 覧 方 法	役場等に資料を設置、町ホームページに掲載
応 募 方 法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意 見 提 出 件 数	18 件(3 人)

第4節 計画の推進体制

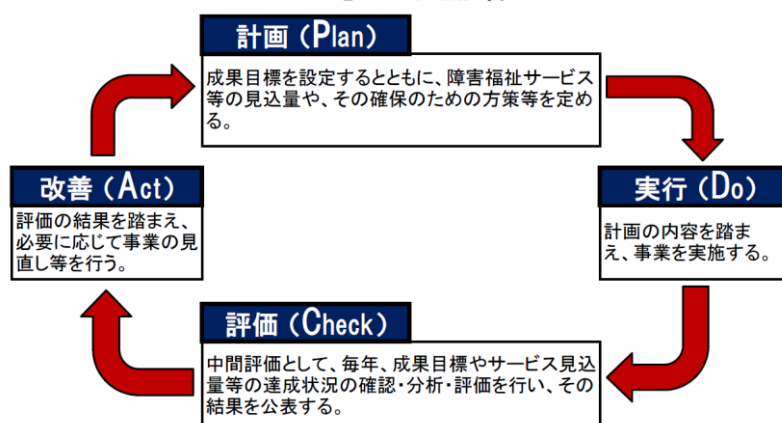
1 島本町障害者施策推進協議会

計画の進捗管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、学識経験者、関係機関・事業所の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、定期的に進捗状況の確認・分析・評価を行い、結果を公表します。

2 島本町障害者地域自立支援協議会

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」において、サービスの向上や確保のための検討を行うとともに、事業者・関係機関との連携を図ります。

« 「PDCAサイクル」による進捗管理のイメージ »

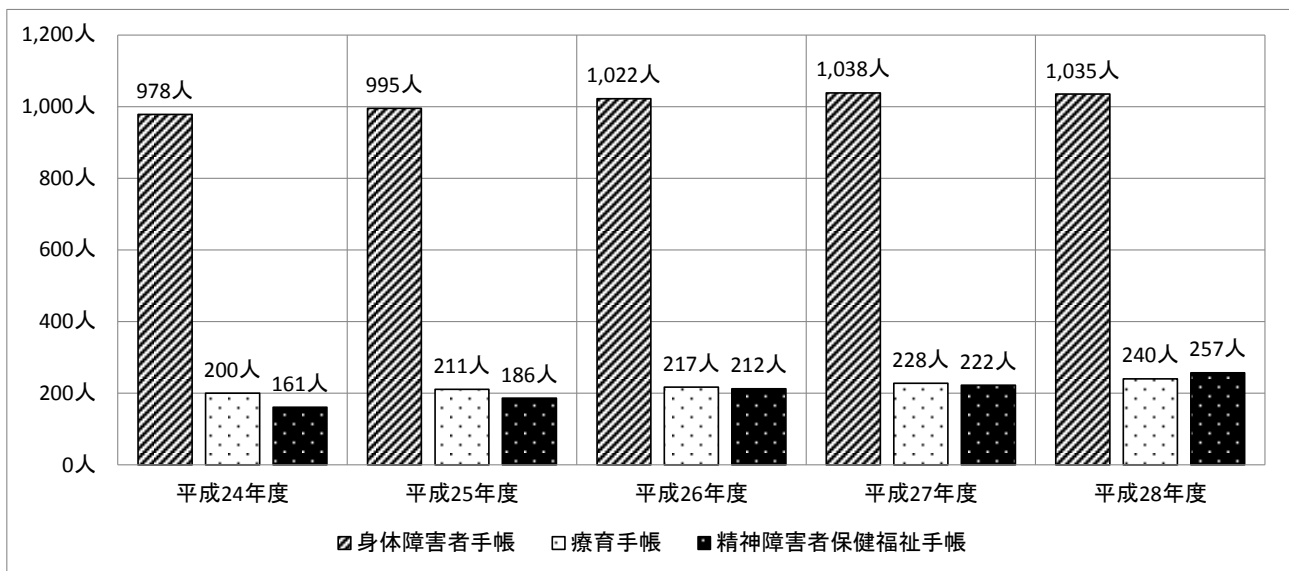


第2章 障害者の現状

1 障害者手帳所持者数の推移

平成24年度から平成28年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。特に「精神障害者保健福祉手帳」の所持者は5年間で所持者数が約1.6倍に増加しており、「療育手帳」の所持者も1.2倍に増加しています。

平成28年度における町全体の人口に占める割合では、「身体障害者手帳」が3.4%程度、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ0.8%程度となっており、いずれも人口比率は概ね増加傾向にあります。

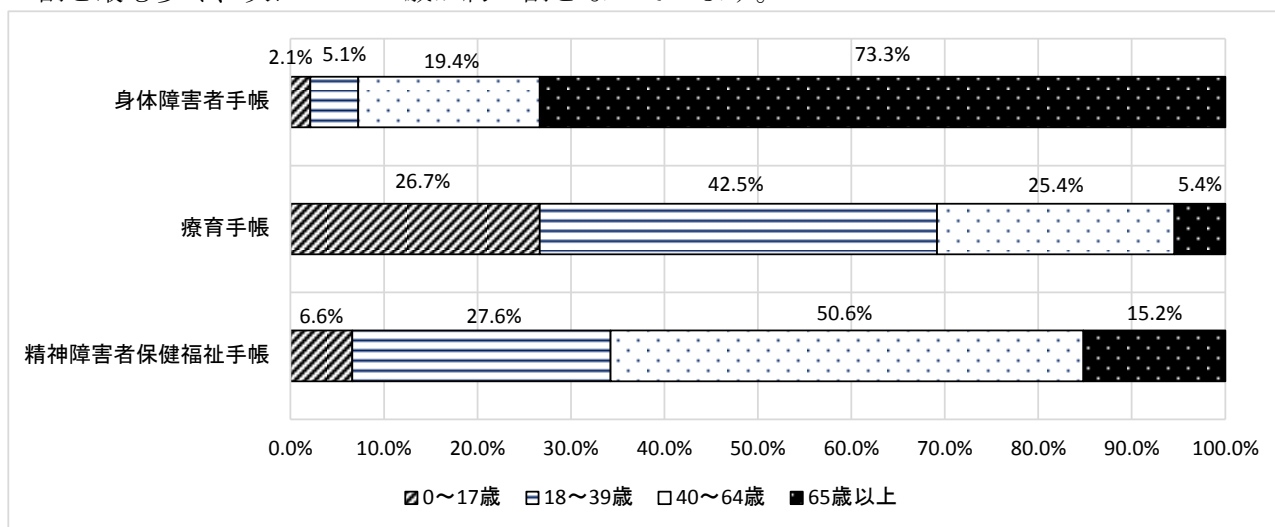


※各年度末時点

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町全体の人口		30,908人	30,711人	30,659人	30,658人	30,620人
身体障害者手帳	人数	978人	995人	1,022人	1,038人	1,035人
	(人口比)	3.16%	3.24%	3.33%	3.39%	3.38%
療育手帳	人数	200人	211人	217人	228人	240人
	(人口比)	0.65%	0.69%	0.71%	0.74%	0.78%
精神障害者保健福祉手帳	人数	161人	186人	212人	222人	257人
	(人口比)	0.52%	0.61%	0.69%	0.72%	0.84%
三障害の合計(延べ人数)	人数	1,339人	1,392人	1,451人	1,488人	1,532人
	(人口比)	4.33%	4.53%	4.73%	4.85%	5.00%

2 障害者手帳所持者の年齢別人数

年齢別の状況をみると、「身体障害者手帳」では65歳以上の割合が7割以上と最も多く、次に40～64歳が約2割となっています。一方、「療育手帳」では18～39歳が4割以上と最も多く、次に18歳未満の児童が約3割となっています。「精神障害者保健福祉手帳」では、40～64歳が約5割と最も多く、次に18～39歳が約3割となっています。



平成29年3月末時点

手帳区分/年齢区分		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	人数	22人	53人	201人	759人	1,035人
	(割合)	2.1%	5.1%	19.4%	73.3%	100.0%
療育手帳	人数	64人	102人	61人	13人	240人
	(割合)	26.7%	42.5%	25.4%	5.4%	100.0%
精神障害者保健福祉手帳	人数	17人	71人	130人	39人	257人
	(割合)	6.6%	27.6%	50.6%	15.2%	100.0%

3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、「障害別」では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。「等級別」では、1～2級の重度者は全体の4割強となっていて、次に3～4級が約4割となっています。

平成29年3月末時点

障害別/等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	(割合)
肢体不自由	87人	99人	99人	180人	61人	49人	575人	55.6%
視覚障害	22人	22人	3人	3人	6人	5人	61人	5.9%
聴覚・平衡機能障害	5人	20人	7人	14人	1人	19人	66人	6.4%
音声・言語機能障害	1人	2人	7人	3人	0人	0人	13人	1.3%
内部障害	203人	2人	41人	74人	0人	0人	320人	30.9%
合計	318人	145人	157人	274人	68人	73人	1035人	100.0%
(割合)	30.7%	14.0%	15.2%	26.5%	6.6%	7.1%	100.0%	

4 療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）が4割強と最も多く、次にB2（軽度）が3割強となっています。

平成29年3月末時点

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	104人	53人	83人	240人
(割合)	43.3%	22.1%	34.6%	100.0%

5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級が約6割と最も多く、次に3級が約3割となっています。

平成29年3月末時点

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	23人	150人	84人	257人
(割合)	8.9%	58.4%	32.7%	100.0%

6 障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、「障害別」では、知的障害が約6割と最も多くなっています。また、「区分別」では、より支援が必要とされる区分5～6の認定者は全体の約4割となっています。

平成29年3月末時点

障害別/区分別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	(割合)
身体障害者	0人	6人	5人	5人	2人	14人	32人	20.5%
知的障害者	4人	12人	12人	20人	20人	23人	91人	58.3%
精神障害者	3人	16人	10人	2人	0人	0人	31人	19.9%
難病	0人	1人	0人	0人	0人	1人	2人	1.3%
合計	7人	35人	27人	27人	22人	38人	156人	100.0%
(割合)	4.5%	22.4%	17.3%	17.3%	14.1%	24.4%	100.0%	

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

(1) 自己決定と自己選択の尊重

障害者自らの意思による選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、多様な選択を可能とするサービス資源の確保に努めます。

(2) 自立して地域で生活するための支援基盤の整備・充実

障害者が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、各種サービスや相談支援、就労支援等の支援・提供体制の整備と充実を図ります。

(3) 障害児の発達を支援するための支援基盤の整備・充実

児童の健やかな発達のための療育、相談支援、サービス等の支援・提供体制の整備と充実を図ります。

2 基本目標

(1) 相談支援体制の整備・充実

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センターを中心として、さまざまな障害や年齢層に対応できる総合的な相談支援体制の構築を進めます。

(2) 生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる「生活の場」・「活動の場」の確保をめざし、グループホーム等の居住系サービスや日中活動系サービスの充実を図ります。

(3) 就労支援の充実

企業や福祉施設等での「働く場」の確保を図るため、就労移行・就労継続・就労定着への支援の充実を図ります。

(4) 障害児支援の充実

児童発達支援センターの設置など、障害児支援サービスの提供体制・支援内容の充実を図るとともに、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、関係機関の連携強化とサービスの確保に取り組みます。

(5) 地域移行、地域生活の継続等への支援

入所・入院からの地域移行やひとり暮らし、地域での在宅生活の継続を支援するため、関係機関との連携によりサービスの確保と支援の充実を図り、地域全体で障害者（児）や家族の生活を支える体制づくりを進めます。

第4章 成果目標

第1節 障害福祉計画の成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

区分		前回(第4期計画)の状況		今回(第5期計画)の目標	
基準値		15人	平成25年度末時点の施設入所者数	15人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標値	地域生活移行者の見込数	5人 (移行率 33.3%)	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数(平成26～29年度の累計) 【府基準：3人】	3人 (移行率 20.0%)	退所者のうちグループホーム入居等地域生活に移行する人の見込数(平成29～32年度の累計) 【府基準：1人】
実績値	地域生活移行者数	4人 (移行率 26.7%)	平成26～29年度の期間に地域生活に移行した人の累計(実績見込み)	※府基準では、基準値から9%以上の移行を目標としています。また、前回計画の未達成分についても留意することとしています。	

【前回計画の状況】 平成26～29年度の累計で5人の地域移行を目標としていましたが、実績見込みは4人となっています。

【今回計画の設定】 大阪府基準（1人）と前回計画の未達成分（1人）を踏まえ、さらに地域生活支援拠点等施設の活用等による地域移行の促進を加味して、3人の地域移行を目標とします。

(2) 施設入所者の削減

区分		前回(第4期計画)の状況		今回(第5期計画)の目標	
基準値（A）		15人	平成25年度末時点の施設入所者数	15人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標値	最終年度の入所者数（B）	13人	平成29年度末時点の施設入所者数（見込み）	14人	平成32年度末時点の施設入所者数（見込み）
	入所者の削減見込数（A－B）	2人 (削減率 13.3%)	平成25年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準：2人】	1人 (削減率 6.7%)	平成28年度末入所者に対する差引減少見込数 【府基準：1人】
実績値	計画最終年度の入所者数（B'）	17人	平成29年度末時点の施設入所者数（実績見込み）	※府基準では、基準値から2%以上の移行を目標としています。	
	入所者の削減数（A－B'）	▲2人 (削減率-13.3%)	平成25年度末時点の入所者数に対する差引減少数		

【前回計画の状況】 平成29年度末時点での入所者は13人を目標としていましたが、介護者の高齢化や障害の重度化等による新規入所の増加により、入所者は17人に増加しています。

【今回計画の設定】 今後も、介護者の高齢化や障害の重度化による入所ニーズの増加が見込まれます。新規利用ニーズに対しては、入所サービスの確保に努めるとともに、今後の地域移行の取組を踏まえて、基準値に対する削減数を1人と見込みます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

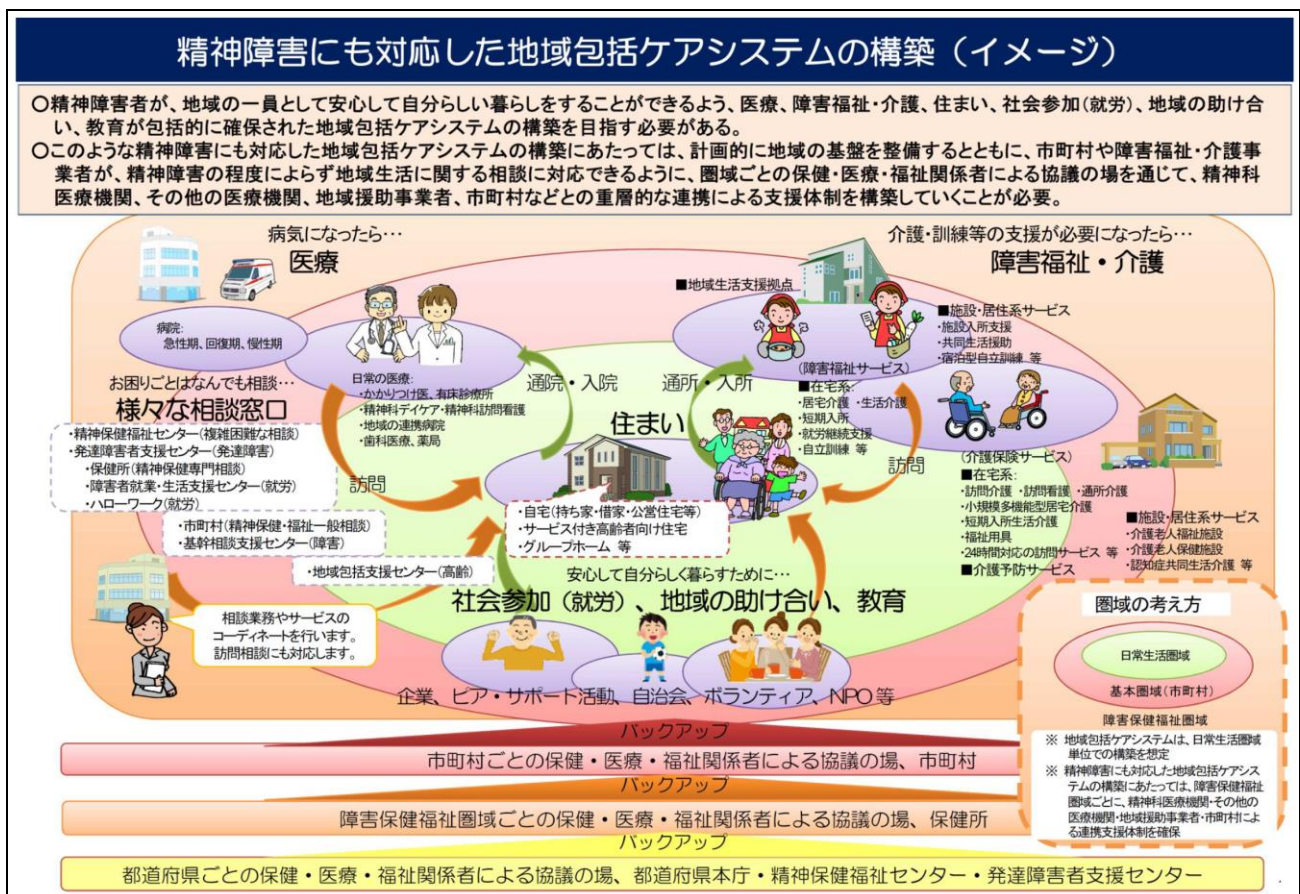
国の指針では、第5期計画から、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することをめざしています。この構築に向けて、圏域単位、市町村単位で、それぞれ保健、医療、福祉関係者による「協議の場」を設置し、連携支援体制の確保を図ることとしています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目標		平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された目標です。

【今回計画の設定】 本計画の目標としては、市町村単位の「協議の場」について、医療機関や訪問看護事業所、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の参加を想定し、地域移行・地域定着に向けた検討や調整、地域における課題の整理等を行う会議等を設置することを目標とします。設置にあたっては、圏域単位の協議の場や近隣市町村の状況を参考とし、島本町障害者地域自立支援協議会等の既存の会議等の活用も含めて検討します。

【参考資料】「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」のイメージ図（厚生労働省作成）



3 地域生活支援拠点等の整備

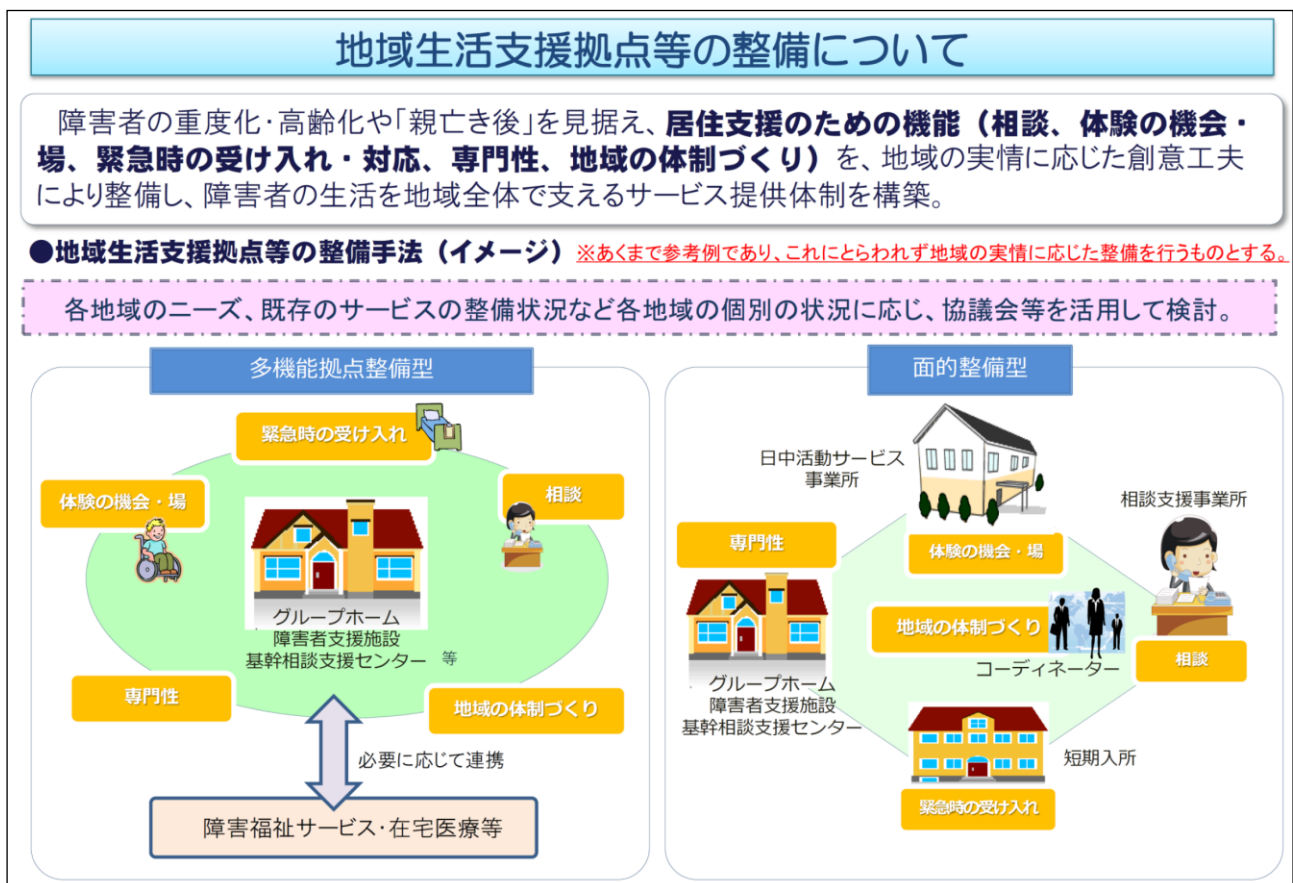
前回の第4期計画から、成果目標として「地域生活支援拠点等の整備」が設けられ、障害者の地域生活を支援するための機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することとしています。国・大阪府では、今回の第5期計画においても、引き続き拠点等の整備を成果目標として設定しています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標	島本町の地域生活支援拠点等について、島本町障害者施策推進協議会等の検討の場を活用し、どのようなニーズにどのような機能や体制で対応するか等について検討し、平成29年度末までに整備することを目標とします。	島本町の地域生活支援拠点等施設について、平成32年度末までに整備することを目標とします。

【前回計画の状況】 島本町障害者施策推進協議会での検討や課題整理、関係団体との意見交換を経て、平成28年11月に整備に関する基本方針を策定しました。町有地を貸与し、民設民営方式により多機能型施設を整備することとし、平成29年1月に事業者を公募、同年3月に整備運営事業予定者を選定しました。平成29年度においては、施設整備に向けて、事業者による実施設計や国庫補助協議等の準備作業を行いました。

【今回計画の設定】 国庫補助を活用して事業者による施設整備を行い、計画期間内に拠点施設を開設することを目標とします。新拠点施設では、通所サービス・短期入所・相談支援事業等を実施し、相談、ひとり暮らし等に向けた宿泊体験、緊急時受け入れ等の機能により、障害者（児）や家族の地域生活をサポートします。

【参考資料】「地域生活支援拠点等」のイメージ図（厚生労働省作成）



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

区分	前回(第4期計画)の状況		今回(第5期計画)の目標	
基準値	2人	平成24年度中に一般就労に移行した人数	4人	平成28年度中に一般就労に移行した人数
目標値	4人	平成29年度中に一般就労に移行する人数 (※実績は見込み)	6人	平成32年度中に一般就労に移行する人数
実績値	4人		※府基準では、府全体の目標値(1,700人)を市町村ごとに按分した値として、島本町の目標値を6人としています。	

【前回計画の状況】 平成29年度末時点の一般就労移行者は、目標値である4人を達成する見込みです。

【今回計画の設定】 大阪府基準を踏まえ、平成28年度中の一般就労移行者(4人)の1.5倍となる6人を平成32年度中の目標とします。

(2) 就労移行支援事業の利用者の増加

区分	前回(第4期計画)の状況		今回(第5期計画)の目標	
基準値	10人	平成25年度末時点の就労移行支援の利用者数	16人	平成28年度末時点の就労移行支援の利用者数
目標値	16人	平成29年度末時点の就労移行支援の利用者数 (※実績は見込み)	20人	平成32年度末時点の就労移行支援の利用者数
実績値	16人		※上記目標値の算出法(府基準) 平成28年度末の利用実績の1.2倍	

【前回計画の状況】 平成29年度末時点の利用者数は、目標値である16人を達成する見込みです。

【今回計画の設定】 大阪府基準を踏まえ、平成28年度末時点の利用者数(16人)の1.2倍となる20人を平成32年度末時点における目標とします。

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目標値	平成29年度末時点で、町内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とすることを目標とします。	平成32年度末時点で、町内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とすることを目標とします。

【前回計画の状況】 第4期計画から設定された目標ですが、平成29年度における町内の就労移行支援事業所(1か所)の就労移行率は0%の見込みであり、目標は達成できていません。

【今回計画の設定】 引き続き、就労移行率3割以上の町内事業所の割合を5割以上とすることを目標とします。関係事業所と連携し、職場体験・実習の場の提供や企業への啓発等を行い、町内事業所の就労移行を支援します。

(4) 就労定着支援事業による1年後の職場定着率

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標 値		町内の就労定着支援事業所において、支援開始から1年後の職場定着率が8割以上となることを目標とします。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された目標です。

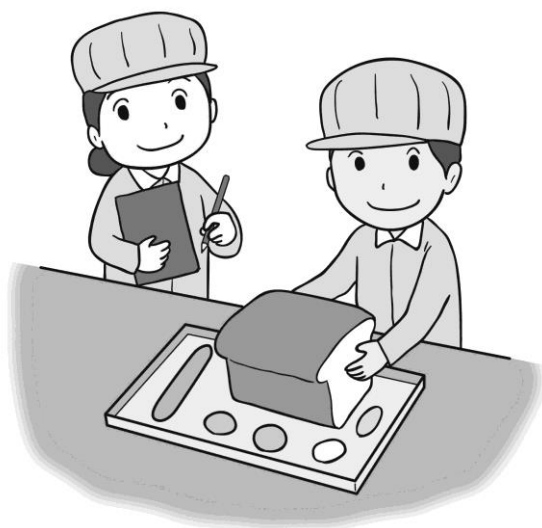
【今回計画の設定】 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労した障害者に対し、職場定着に向けた相談・援助を行う「就労定着支援事業」について、町内の事業所の職場定着率を目標として設定します。平成30年度から創設されるサービスであり、まずは町内事業所の確保に努めます。

(5) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

区分	前回(第4期計画)の状況		今回(第5期計画)の目標	
基 準 値	8,717 円	平成 25 年度の町内事業所の平均工賃月額		
目 標 値	11,699 円	平成 29 年度の町内事業所の平均工賃月額	12,000 円	平成 32 年度の町内事業所の平均工賃月額
実 績 値	9,269 円	(※実績値は平成 29 年度上半期の実績額)	※第 5 期計画では、府基準では特に基準値や増加率は設けず、各事業所の目標工賃を踏まえて設定することとしています。	

【前回計画の状況】 平成25年度の平均工賃月額に対して、34.2%・2,982円増(大阪府基準)の11,699円を目標としましたが、平成29年度上半期における町内事業所(3か所)の平均月額9,269円(6.3%・552円増)にとどまっています。

【今回計画の設定】 引き続き、障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達や、関係事業所と連携した工賃向上に向けた取組を推進することとし、第4期計画と同程度の12,000円を平成32年度における目標額とします。



第2節 障害児福祉計画の成果目標

1 重層的な地域支援体制の構築をめざすための支援の充実

(1) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、今回計画からの成果目標として、障害児の通所療育のほか、地域の障害児や家族への相談、関係機関への援助・助言等を行う「児童発達支援センター」について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することとしています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標		平成32年度末までに、町内に児童発達支援センターを設置することを目標とします。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された目標です。

【今回計画の設定】 町内には2か所の児童発達支援事業所がありますが、相談や地域の支援機能も併せ持つ「児童発達支援センター」はありません。今後、町内事業所への働きかけ等を行い、センターの確保に向けた取組を進めます。

(2) 保育所等訪問支援の充実

国の指針では、「児童発達支援センターの設置」の成果目標を踏まえて、各市町村に設置された同センターによる保育所等訪問支援の実施を想定し、平成32年度末までにすべての市町村において「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築することとしています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標		平成32年度末までに、町内で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された目標です。

【今回計画の設定】 保育所等訪問支援を実施する事業所は町内になく、利用実績もほとんどありません。成果目標である「児童発達支援センターの設置」に向けた取組と連動して、保育所等訪問支援サービスの確保を図っていきます。



2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国の指針では、今回計画からの成果目標として、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも一つ確保することとしています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標		平成 32 年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保することを目標とします。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された目標です。

【今回計画の設定】 町内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等はありません。今後の事業所確保については、対象児童数を踏まえ、専門の事業所を新規整備する方向ではなく、町内外の事業所・医療機関との連携や、喀痰吸引等研修費補助制度の活用などにより、既存の児童発達支援（センター）・放課後等デイサービスの事業所において、医療的ケアなど重症心身障害児への支援に対応できる体制の整備を進めます。

3 医療的ケアを必要とする児童への支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、医療的ケアを必要とする児童への支援体制の構築のため、平成30年度末までに、都道府県単位、圏域単位、市町村単位で、それぞれ保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」を設置することとしています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標		平成 30 年度末までに、保健・医療・福祉・保育・教育関係者による協議の場を設置します。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された目標です。

【今回計画の設定】 本計画の目標としては、市町村単位の「協議の場」について、医療機関や訪問看護事業所、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の参加を想定し、支援の調整、地域における課題の整理等を行う会議等を設けることを目標とします。設置にあたっては、圏域単位の協議の場や近隣市町の状態を参考とし、島本町障害者地域自立支援協議会等の既存の会議等の活用も含めて検討します。

第5章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

第1節 障害福祉サービスの見込量

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス（自立支援給付）について、第4期計画（平成27～29年度）の実績や、国の制度改革、利用者や事業所の動向等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。

〔※第4期計画の平成29年度の実績値は見込み〕

<障害福祉サービスの体系>

1 訪問系サービス・短期入所	(1) 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や家事の援助、通院の介助等を行います。
		②同行援護	移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読等の支援や食事や排せつ等の介助を行います。
		③重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する方に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービスを提供します。
		④行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護等を行います。
		⑤重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	(2) 短期入所（ショートステイ）		介護者が病気等の場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
2 日中活動系サービス	(1) 生活介護		常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設等で、入浴・排せつ・食事の介助や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
	(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練等を、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練等を行います。
	(3) 就労移行支援		一般の企業等への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
	(4) 就労継続支援（A型）		一般の企業等に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練等を、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練等を提供します。
	(5) 就労継続支援（B型）		
	(6) 就労定着支援	* 平成30年度から開始	就労移行支援等を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、一定の期間、相談や連絡調整、課題の解決に向けた支援を行い、職場定着を支援します。
	(7) 療養介護		主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
3 居住系サービス	(1) 共同生活援助（グループホーム）		主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	(2) 施設入所支援		施設入所者に対し、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介助等を行います。
	(3) 自立生活援助	* 平成30年度から開始	入所施設やグループホーム等からひとり暮らしに移行する障害者等を対象に、一定の期間、訪問による生活状況の確認、相談や連絡調整等を行います。
4 相談支援	(1) 計画相談支援		障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2) 地域移行支援		長期入院中の精神障害者や施設入所者がグループホームや自宅等での地域生活に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
	(3) 地域定着支援		長期の入院・入所から退院・退所し、地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を提供します。

1 訪問系サービス・短期入所

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	54 人	59 人	64 人	72 人	79 人	86 人
	実績値	49 人	59 人	66 人			
	達成率	90.7%	100.0%	103.1%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	807 時間	873 時間	939 時間	1,083 時間	1,180 時間	1,277 時間
	実績値	845 時間	848 時間	976 時間			
	達成率	104.7%	97.1%	103.9%			

【前回計画の状況】 利用人数・時間ともに増加傾向にあり、概ね計画どおりの推移となっています。

【今回計画の見込】 介護者の高齢化、障害の重度化、地域移行の促進やひとり暮らしへの支援等による利用ニーズのさらなる増加を想定し、今後も年7人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 関係事業所との連携により、ヘルパーのスキルアップに向けた取組を行います。
また、喀痰吸引等研修費補助制度の活用により、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

② 同行援護

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	6 人	7 人	8 人	7 人	7 人	8 人
	実績値	7 人	7 人	7 人			
	達成率	116.7%	100.0%	87.5%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	120 時間	140 時間	160 時間	140 時間	140 時間	160 時間
	実績値	139 時間	143 時間	136 時間			
	達成率	115.8%	102.1%	85.0%			

【前回計画の状況】 利用人数・時間ともにほぼ横ばいで推移しています。

【今回計画の見込】 町内の視覚障害者の状況を踏まえ、期間中に1人の増加を見込みます。

③ 重度訪問介護

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	3 人
	実績値	0 人	1 人	1 人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	0 時間	0 時間	0 時間	100 時間	200 時間	300 時間
	実績値	0 時間	96 時間	105 時間			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 必要量は見込まず、対象ケースが生じたときに事業所と調整を行うこととしていましたが、平成28年度から1人の利用が生じています。

【今回計画の見込】 介護者の高齢化、障害の重度化等による利用ニーズの増加を想定し、期間中に2人の増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内外の事業所との連携や喀痰吸引等研修費補助制度の活用等により、重度の肢体不自由者や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

④ 行動援護

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	1 人	1 人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	0 時間	0 時間	0 時間	12 時間	12 時間	12 時間
	実績値	0 時間	10 時間	12 時間			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 必要量は見込まず、対象ケースが生じたときに事業所と調整を行うこととしていましたが、平成28年度から1人の利用が生じています。

【今回計画の見込】 引き続き1人の利用を見込みます。

⑤ 重度障害者等包括支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	実績値	0 時間	0 時間	0 時間			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 必要量は見込んでおらず、利用実績もありません。

【今回計画の見込】 今後も必要量は特に見込みませんが、対象となるケースが生じたときは、関係事業所との調整を行います。

(2) 短期入所（ショートステイ）

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	21 人	24 人	27 人	21 人	28 人	37 人
	実績値	16 人	16 人	18 人			
	達成率	76.2%	66.7%	66.7%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	180 日	203 日	226 日	159 日	212 日	281 日
	実績値	122 日	107 日	136 日			
	達成率	67.8%	52.7%	60.2%			

【前回計画の状況】 利用人数・日数はやや増加していますが、計画値を下回っています。これは、既存の利用者のグループホーム入居や入所のほか、町内に短期入所施設が1か所しかなく、利用の多くを町外事業所に依存していることが影響しているものと思われます。

【今回計画の見込】 今後も、介護者の高齢化、障害の重度化等による利用ニーズの増加が想定されます。また、地域生活支援拠点等施設の整備による町内資源の充実と利便性の向上を踏まえ、期間中に19人の増加を見込みます。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設の整備により、町内サービス資源の充実を図ります。拠点施設においては、ショートステイを活用し、ひとり暮らし等に向けた体験利用や緊急時の受け入れ等にも取り組みます。また、町内外の事業所と連携し、重度の肢体不自由者や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	66 人	68 人	70 人	69 人	74 人	79 人
	実績値	68 人	66 人	67 人			
	達成率	103.0%	97.1%	95.7%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,251 日	1,289 日	1,327 日	1,380 日	1,470 日	1,560 日
	実績値	1,279 日	1,251 日	1,297 日			
	達成率	102.2%	97.1%	97.7%			

【前回計画の状況】 利用人数・日数ともにほぼ横ばいで推移しています。

【今回計画の見込】 支援学校卒業者の状況や地域生活支援拠点等施設の整備による利用の増加を想定し、期間中に 12 人の増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	8 人	8 人	8 人	10 人	10 人	10 人
	実績値	10 人	10 人	8 人			
	達成率	125.0%	125.0%	100.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	94 日	94 日	94 日	112 日	112 日	112 日
	実績値	89 日	107 日	103 日			
	達成率	94.7%	113.8%	109.6%			

【前回計画の状況】 利用人数はやや減少しているものの、ほぼ計画どおりに推移しています。

【今回計画の見込】 町内事業所を中心として、今後も年 10 人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(3) 就労移行支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	12 人	14 人	16 人	16 人	18 人	20 人
	実績値	10 人	11 人	15 人			
	達成率	83.3%	78.6%	93.8%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	210 日	245 日	280 日	273 日	308 日	343 日
	実績値	163 日	182 日	246 日			
	達成率	77.6%	74.3%	87.9%			

【前回計画の状況】 利用人数・日数ともに増加傾向にありますが、やや計画値を下回っています。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「一般就労移行者数」と「就労移行支援事業の利用者数」の目標達成を踏まえ、支援学校の卒業者の利用や町内外の利用の伸び等により、今後も年 2 人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(4) 就労継続支援（A型）

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	5 人	6 人	7 人	15 人	16 人	18 人
	実績値	9 人	9 人	13 人			
	達成率	180.0%	150.0%	185.7%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	100 日	120 日	140 日	282 日	299 日	336 日
	実績値	142 日	173 日	258 日			
	達成率	142.0%	144.2%	184.3%			

【前回計画の状況】 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

【今回計画の見込】 最近の利用の伸びを踏まえて、今後も段階的な増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。

(5) 就労継続支援（B型）

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	32 人	36 人	40 人	47 人	50 人	54 人
	実績値	33 人	35 人	44 人			
	達成率	103.1%	97.2%	110.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	486 日	544 日	602 日	701 日	746 日	813 日
	実績値	476 日	512 日	652 日			
	達成率	97.9%	94.1%	108.3%			

【前回計画の状況】 町内事業所を中心として利用人数・日数は増加しており、計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 町内事業所の利用の伸びを踏まえて、今後も段階的な増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。また、障害者優先調達推進法に基づく事業所からの調達の推進に努めるとともに、障害者地域自立支援協議会等と連携して、施設の製品や受託作業のPRに努め、工賃向上のための取組を支援していきます。



(6) 就労定着支援 * 平成30年度から開始

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値				1人	2人	3人
	実績値						
	達成率						

【前回計画の状況】 平成30年度から新たに開始されるサービスです。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「福祉施設利用者の一般就労への移行」の目標を踏まえて、段階的な増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内外において、サービス事業所の確保に努めます。

【参考資料】「就労定着支援」サービスの概要（厚生労働省作成）

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

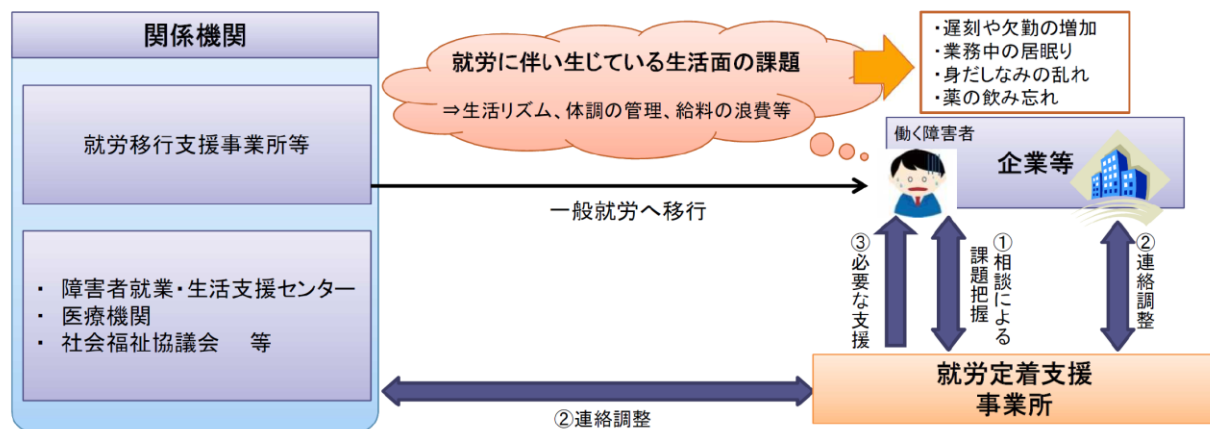
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



(7) 療養介護

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	実績値	3人	3人	3人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【前回計画の状況】 利用者数は、町外事業所での3人を維持しています。

【今回計画の見込】 今後も3人の利用を見込みます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	21 人	27 人	33 人	26 人	32 人	38 人
	実績値	20 人	22 人	20 人			
	達成率	95.2%	81.5%	60.6%			

【前回計画の状況】 平成26年度からグループホーム開設費用の補助制度（グループホーム開設支援事業補助金）を創設しています。補助制度を活用し、平成27年度に1か所、平成29年度に1か所が開設され、町内の事業所は4か所に増加していますが、利用者数は計画値を下回っています。

【今回計画の見込】 今後も、保護者の高齢化や要介護化に伴い、利用ニーズの増加が見込まれます。町の補助制度を活用した町内事業所の新設・増設等を想定し、目標として年6人程度の増加を見込みます。

【確保のための方策】 開設費用の補助制度を活用して各事業所への働きかけを行い、引き続き町内でのグループホームの開設を促進します。また、地域生活支援拠点等施設の体験機能を活用し、グループホーム利用等に向けた宿泊体験の提供を行います。その他、関係事業所と連携し、対象者や家族に対する意向確認、情報提供、利用のコーディネート等の支援を行います。

(2) 施設入所支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	16 人	14 人	13 人	16 人	15 人	14 人
	実績値	15 人	16 人	17 人			
	達成率	93.8%	114.3%	130.8%			

【前回計画の状況】 利用人員は増加傾向にあり、計画値を上回っています。これは、介護者の高齢化や障害の重度化による新規入所者数が、地域移行等による退所者数を上回っているため、今後も入所ニーズは増加するとみられます。

【今回計画の見込】 今後も期間中に新規利用が見込まれます。一方、計画の成果目標である「地域生活移行者数」の目標達成を図るため、関係事業所と連携した地域移行を促進しながら、全体の入所者数を段階的に減らすよう努めていきます。

【確保のための方策】 事業所と連携して、新規入所ニーズに対応したサービス量の確保に努めます。また、町内でのグループホーム確保に向けた取組と連動して、地域生活支援拠点等施設の体験機能や緊急時受け入れ等の機能を活用し、地域移行に向けた入所者への働きかけや支援を行います。

(3) 自立生活援助 * 平成30年度から開始

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値				1人	1人	2人
	実績値						
	達成率						

【前回計画の状況】 平成30年度から新たに開始されるサービスです。

【今回計画の見込】 年1～2人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 町内外において、サービス事業所の確保に努めます。当該サービスのほか、地域生活支援拠点等施設の相談・体験・緊急時受入れ等の機能、訪問系サービス、成年後見制度等も活用して、ひとり暮らしの支援に努めます。

【参考資料】「自立生活援助」サービスの概要（厚生労働省作成）

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

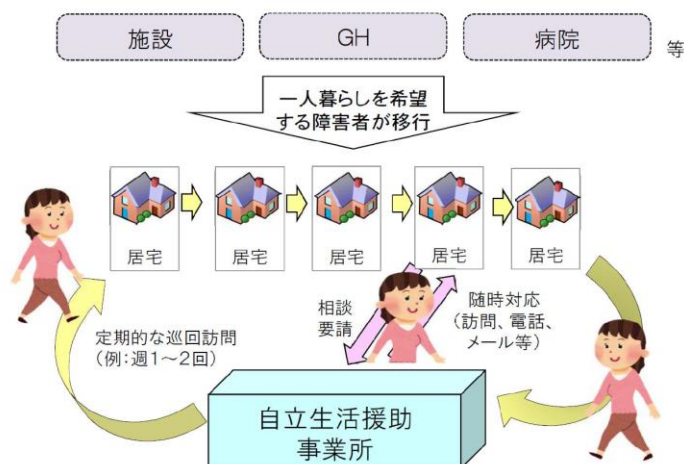
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



4 相談支援

(1) 計画相談支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	13 人	20 人	31 人	20 人	29 人	40 人
	実績値	7 人	12 人	16 人			
	達成率	53.8%	60.0%	51.6%			
※参考(利用実人員)		(70 人)	(86 人)	(100 人)	(120 人)	(170 人)	(240 人)

【前回計画の状況】 町内事業所への働きかけにより特定相談支援事業所の指定に努め、平成29年度時点で町内事業所は5か所となっています。プラン作成数も着実に増加していますが、作成率はまだ半数程度にとどまっています。

【今回計画の見込】 今後も段階的な増加に努め、期間中に実人員で240人の作成を目標とします。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設をはじめ町内事業所によるプラン作成体制の充実を図り、プラン作成数を段階的に増やしていきます。

(2) 地域移行支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

【前回計画の状況】 期間中の利用実績はありません。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「地域生活移行者数」の目標達成を図るための取組を踏まえ、年1人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設の整備により、町内に地域移行支援事業所の確保を図ります。拠点施設をはじめ関係事業所と連携し、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

(3) 地域定着支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

【前回計画の状況】 期間中の利用実績はありません。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「地域生活移行者数」の目標達成を図るための取組を踏まえ、年1人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設の整備により、町内に地域移行支援事業所の確保を図ります。拠点施設をはじめ関係事業所と連携し、入所・入院者に対する地域移行の働きかけや支援を行います。

第2節 地域生活支援事業の見込量

「障害者総合支援法」に基づく「地域生活支援事業」について、第4期計画（平成27～29年度）の実績や、地域生活支援拠点等施設の整備をはじめとする事業所の動向等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。〔※第4期計画の平成29年度実績値は見込み〕

＜地域生活支援事業の体系＞

1	理解促進研修・啓発事業	障害者や障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。
2	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
3	相談支援事業	
	(1) 障害者相談支援事業	障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、援助を行い、自立した日常生活・社会生活がおくれるよう支援します。
	(2) 基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域の相談支援体制の強化、地域移行の促進、虐待防止等の取組を行います。
	(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談機関への指導や助言、地域移行の促進等の取組を行い、相談支援機能の強化を図ります。
	(4) 住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な調整や家主への相談・助言等を行います。
4	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用等のため、申立ての支援や後見人等の報酬助成により成年後見制度の利用を支援します。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
6	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
7	意思疎通支援事業	(1)手話通訳者派遣事業 (2)要約筆記者派遣事業 (3)手話通訳者設置事業
		役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談等の手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通を支援します。
8	日常生活用具給付等事業	日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
9	移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	外出が困難な方（全身性障害者・知的障害者・精神障害者等）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。
10	地域活動支援センター	生産活動・創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。
11	その他の事業	
	(1)日中一時支援事業	日中に施設で、障害者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練等を行います。
	(2)訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
	(3)社会参加促進事業等	精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業等を実施します。

1 理解促進研修・啓発事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	達成	達成	達成			

【前回計画の状況】 毎年12月の障害者週間において、街頭啓発やパネル・作品展、販売イベント（障害者週間ふれあいバザール）を開催しています。

【今回計画の見込】 引き続き、障害者理解を促進するための啓発・研修等を実施します。

【確保のための方策】 障害者地域自立支援協議会と連携しながら、より効果的な啓発・研修等の実施について検討・企画していきます。

2 自発的活動支援事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	達成	達成	達成			

【前回計画の状況】 平成27年度から「自発的活動支援事業補助制度」を開始し、当事者団体による療育や相談、啓発、スポーツ等の自主活動に対し、事業補助を行っています。

【今回計画の見込】 引き続き、補助事業を実施します。

【確保のための方策】 関係団体と連携し、事業内容の充実や周知に努めます。

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	計画値	5 か所	5 か所	6 か所	5 か所	6 か所	6 か所
	実績値	5 か所	5 か所	5 か所			
	達成率	100.0%	100.0%	83.3%			

【前回計画の状況】 町内には一般相談支援事業所がなく、高槻市内の委託事業所4か所と、平成27年度に設置した「基幹相談支援センター」（福祉推進課内）で障害者（児）や家族等への相談支援に対応しています。

【今回計画の見込】 地域生活支援拠点等施設の整備により、期間中に1か所の増加を見込みます。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設の整備により、町内に一般相談支援事業所を確保します。拠点施設の整備を踏まえ、基幹相談支援センターや他の相談機関との連携強化や機能分担、相談支援事業所の再編等について検討・調整し、拠点施設と町内事業所の連携を中心とした相談支援体制を構築していきます。

(2) 基幹相談支援センター

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	達成	達成	達成			

【前回計画の状況】 平成27年度に福祉推進課内に「基幹相談支援センター」を設置し、障害者（児）への総合相談や、他の相談機関への助言・指導、虐待防止等の取組を行っています。

【今回計画の見込】 引き続き、基幹相談支援センターを設置します。

【確保のための方策】 「地域生活支援拠点等施設」や「児童発達支援センター」等との連携強化や、機能分担等について検討し、各機関の連携による相談支援体制の充実をめざします。

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	達成	達成	達成			

【前回計画の状況】 平成27年度に福祉推進課内に「基幹相談支援センター」を設置し、当該事業を活用して専門職を配置しています。

【今回計画の見込】 引き続き当該事業を活用します。

(4) 住宅入居等支援事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 未実施となっていますが、住居確保への支援については、一般相談支援事業等により対応しています。

【今回計画の見込】 地域移行やひとり暮らしに向けた住居確保への支援については、一般相談支援事業所、基幹相談支援センター、自立生活援助サービス等により対応するため、本事業の実施は予定しません。

4 成年後見制度利用支援事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間の実利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	0人	1人	1人			
	達成率	0.0%	100.0%	100.0%			

【前回計画の状況】 期間中に2人の申立て実績がありました。

【今回計画の見込】 今後も年1人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設、基幹相談支援センター、その他関係機関の連携により、成年後見を必要とする対象者の把握と支援に努めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 第4期計画では実施予定としておらず、未実施となっています。研修等により、法人後見や市民後見人等に関する情報収集を行いました。

【今回計画の見込】 第5期計画でも実施予定は見込みませんが、今後も、法人後見や市民後見人の活用に向けて、関係部局・機関と連携して検討・調整を進めます。

6 手話奉仕員養成研修事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
修了者の 実人員	計画値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 町では実施しておらず、社会福祉協議会ボランティアセンターへの補助により、同センターで実施する手話ボランティア養成研修等の活動を支援しています。

【今回計画の見込】 今回も同様の対応とします。

7 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者派遣事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間の 延利用件数	計画値	—	—	—	10件	10件	10件
	実績値	8件	3件	7件			
	達成率	—	—	—			
年間の実利 用時間数	計画値	—	—	—	20時間	20時間	20時間
	実績値	15時間	15時間	17時間			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 第4期計画までは「年間実利用人員」を目標設定していました。期間中の利用件数は年10件未満で推移しており、実利用者は2～3人となっています。

【今回計画の見込】 最近の利用状況を踏まえ、年10件程度の利用を見込みます。



(2) 要約筆記者派遣事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間の 延利用件数	計画値	—	—	—	1 件	2 件	2 件
	実績値	0 件	0 件	0 件			
	達成率	—	—	—			
年間の実利 用時間数	計画値	—	—	—	3 時間	6 時間	6 時間
	実績値	0 時間	0 時間	0 時間			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 第4期計画までは「年間実利用人員」を目標設定していましたが、期間中の利用実績はありません。

【今回計画の見込】 対象者への周知等に努め、年1～2件程度の利用を見込みます。

(3) 手話通訳者設置事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置通訳者 の人数	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	1 人	1 人	1 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【前回計画の状況】 役場に手話通訳者1名(週5日)を配置し、役場や町施設・保育所・学校等における手話通訳に対応しています。

【今回計画の見込】 引き続き、手話通訳者1名を配置します。

8 日常生活用具給付等事業

区分 年間給付件数			前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練 支援用具	計画値					3 件	3 件	3 件
	実績値		3 件	0 件	3 件			
自立生活 支援用具	計画値					4 件	4 件	4 件
	実績値		6 件	2 件	4 件			
在宅療養等 支援用具	計画値					10 件	10 件	10 件
	実績値		6 件	10 件	10 件			
情報・意思疎通 支援用具	計画値					52 件	52 件	52 件
	実績値		54 件	59 件	52 件			
排泄管理 支援用具	計画値					530 件	530 件	530 件
	実績値		478 件	532 件	530 件			
居宅生活動作 補助用具	計画値					1 件	1 件	1 件
	実績値		0 件	0 件	1 件			
(合計)	計画値		500 件	500 件	500 件	600 件	600 件	600 件
	実績値		547 件	603 件	600 件	※今回計画から、用具区分別の計画値を設定します。		
	達成率		109.4%	120.6%	120.0%			

【前回計画の状況】 利用件数は増加しており、計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 最近の利用状況を踏まえ、年間600件程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 新たな機器の開発や障害者の生活実態・ニーズに的確に対応するため、適宜、対象品目や基準限度額の見直しを行います。

9 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

区分		前回（第4期計画）の状況			今回（第5期計画）の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間の 利用実人員 （人／年）	計画値	91 人	96 人	101 人	117 人	123 人	129 人
	実績値	98 人	110 人	112 人			
	達成率	107.7%	114.6%	110.9%			
年間の 総利用時間数 （時間／年）	計画値	11,375 時間	12,000 時間	12,625 時間	11,575 時間	12,130 時間	12,685 時間
	実績値	11,507 時間	9,755 時間	11,270 時間			
	達成率	101.2%	81.3%	89.3%			

【前回計画の状況】 利用者は増加しており、計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 最近の利用状況を踏まえ、年6人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 関係事業所との連携により、ヘルパーのスキルアップに向けた取組を行います。
また、喀痰吸引等研修費補助制度の活用により、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

10 地域活動支援センター

区分		前回（第4期計画）の状況			今回（第5期計画）の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	計画値	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実績値	1 か所	1 か所	1 か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
年間の 実利用者数	計画値	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	実績値	5 人	5 人	5 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【前回計画の状況】 町内事業所（1か所）の利用人員は、5人で推移しています。

【今回計画の見込】 今後も同程度の利用を見込みます。

11 その他の事業

（1）日中一時支援事業

区分		前回（第4期計画）の状況			今回（第5期計画）の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間の 利用実人員	計画値	20 人	21 人	22 人	37 人	39 人	41 人
	実績値	30 人	34 人	35 人			
	達成率	150.0%	161.9%	159.1%			
年間の 総利用回数	計画値	1,440 回	1,512 回	1,584 回	2,960 回	3,120 回	3,280 回
	実績値	2,009 回	2,494 回	3,050 回			
	達成率	139.5%	164.9%	192.6%			

【前回計画の状況】 利用人数・回数ともに増加傾向にあり、計画値を大幅に上回っています。

【今回計画の見込】 最近の利用状況を踏まえ、年2人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。また、町独自に設定している「医療的ケア対応特別加算」を活用し、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

(2) 訪問入浴サービス事業

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間の 利用実人員	計画値	3 人	3 人	3 人	4 人	4 人	5 人
	実績値	3 人	4 人	4 人			
	達成率	100.0%	133.3%	133.3%			
年間の 総利用回数	計画値	260 回	260 回	260 回	450 回	450 回	560 回
	実績値	282 回	376 回	445 回			
	達成率	108.5%	144.6%	171.2%			

【前回計画の状況】 利用人員は1人増加し、計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 期間中に1人の増加を見込みます。

(3) 社会参加促進事業等

＊以下の事業については、数値目標は設定していないため、前回計画の状況は実績値のみとなります。今後の見込みについても、実施の方向性について記載します。

事業名 (実績値の区分)	前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
精神障害者グループ ワーク (延参加者数)	70 人	48 人	50 人	継続実施 (参加者確保に努め、支援・活動内 容の見直し等を検討)		
ふれあいスポーツ教 室・大会 (延参加者数)	300 人	302 人	300 人	継続実施		
声の広報 (実利用者数)	6 人	6 人	7 人	継続実施		
身体障害者自動車運 転免許取得助成事業 (助成件数)	0 件	0 件	0 件	継続実施		
障害者自動車改造助 成事業 (助成件数)	0 件	0 件	1 件	継続実施		
奉仕員等養成事業 (開催内容)	朗読ボランティア 養成講座 (基礎・入門)	朗読ボランティア 養成講座 (中級)	朗読ボランティア 養成講座 (入門・初級)	継続実施 (各種福祉ボランティアの 養成研修等を実施)		

第3節 障害児支援サービスの見込量

平成24年度から開始された「児童福祉法」に基づく「障害児支援サービス」について、第4期計画（平成27～29年度）の実績や、制度の改正、今後の利用者や事業所の動向等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策等を示します。〔※第4期計画の平成29年度実績値は見込み〕

＜障害児支援サービスの体系＞

1 障害児通所支援	(1) 児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。 *児童発達支援センターは、上記の通所療育に加えて、地域の児童や家族への相談支援、関係機関への援助・助言等を行います。
	(2) 医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、専門的な訓練や指導、リハビリテーション、治療等を行います。
	(3) 放課後等デイサービス	小学生以上の障害児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や日中活動（放課後活動）の場を提供します。
	(4) 保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
	(5) 居宅訪問型児童発達支援 *平成30年度から開始	重症心身障害等の重度障害により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して療育支援を行います。
2 相談支援	(1) 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 *平成30年度から開始	医療的ケアを必要とする障害児の支援のための地域づくりを推進するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	13 人	15 人	17 人	17 人	21 人	25 人
	実績値	6 人	8 人	14 人			
	達成率	46.2%	53.3%	82.4%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	65 日	75 日	85 日	85 日	105 日	125 日
	実績値	23 日	21 日	53 日			
	達成率	35.4%	28.0%	62.4%			

【前回計画の状況】 利用人数・日数ともに増加傾向にありますが、計画値は下回っています。町内には2か所の児童発達支援事業所がありますが、まだ利用実績は少なく、利用は町外の事業所が中心となっています。

【今回計画の見込】 今後の町内事業所の利用の増加や、本計画の成果目標である「児童発達支援センターの設置」を踏まえ、年4人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内外の事業所と連携し、成果目標である「児童発達支援センターの設置」に向けた取組を含め、サービスの確保や支援内容の充実に努めます。また、関係機関との連携により、保護者への情報提供やコーディネート等の支援を行います。また、成果目標である「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保」の目標達成を踏まえ、医療的ケアに対応できる事業所の確保に向けた取組を進めます。

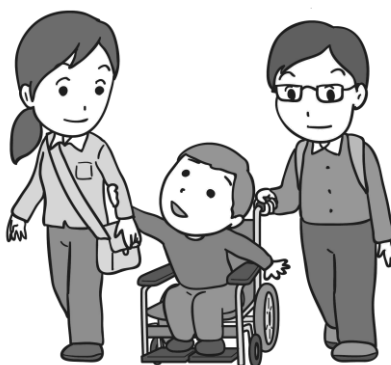
(2) 医療型児童発達支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	3 人	3 人	3 人	2人	2人	2人
	実績値	2 人	2 人	2 人			
	達成率	66.7%	66.7%	66.7%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	21 日	21 日	21 日	10 日	10 日	10 日
	実績値	9 日	9 日	6 日			
	達成率	42.9%	42.9%	28.6%			

【前回計画の状況】 町外の事業所を利用しており、利用者は2人で推移しています。

【今回計画の見込】 肢体不自由児の人数等を踏まえ、今後も2人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 町外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。また、関係機関との連携により、保護者等への情報提供や利用のコーディネート等の支援を行います。



(3) 放課後等デイサービス

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	23 人	26 人	29 人	48 人	53 人	58 人
	実績値	30 人	40 人	43 人			
	達成率	130.4%	153.8%	148.3%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	230 日	260 日	290 日	576 日	636 日	696 日
	実績値	281 日	385 日	402 日			
	達成率	122.2%	148.1%	138.6%			

【前回計画の状況】 利用人数・日数ともに増加傾向にあり、計画値を大幅に上回っています。町内には3か所の事業所がありますが、今後も利用の増加が続けば、定員の増加等が必要です。

【今回計画の見込】 最近の利用状況を踏まえ、今後も年5人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内外の事業所と連携してサービスの確保に努めるとともに、利用者の増加に対応するため、町内事業所に定員増加等の働きかけを行います。また、関係機関との連携により、保護者への情報提供やコーディネート等の支援を行います。また、成果目標である「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保」の目標達成を踏まえ、医療的ケアに対応できる事業所の確保に向けた取組を進めます。

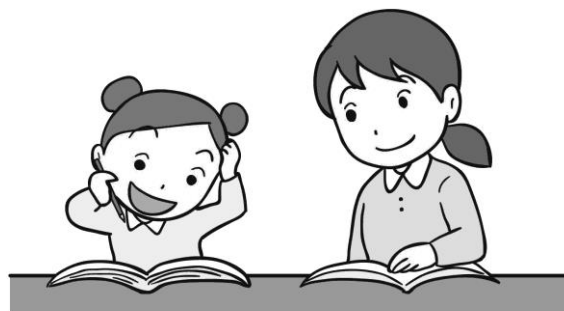
(4) 保育所等訪問支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの平 均訪問回数 (回数/月)	計画値	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回	2 回
	実績値	0 回	1 回	0 回			
	達成率	—	—	0.0%			

【前回計画の状況】 町内に事業所はなく、必要量も見込んでいません。平成28年度に町外事業所による利用が1人生じましたが、その後の利用実績はありません。

【今回計画の見込】 成果目標である「児童発達支援センターの設置」と、それに連動した「保育所等訪問支援の充実」の目標達成を踏まえ、段階的な利用の増加を見込みます。

【確保のための方策】 児童発達支援センターの確保に向けた取組を進め、同センターが保育所等訪問支援を提供する体制を整備していきます。



(5) 居宅訪問型児童発達支援 * 平成 30 年度から開始

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの平均訪問回数 (回数/月)	計画値				1 回	1 回	5 回
	実績値						
	達成率						

【前回計画の状況】 平成 30 年度から新たに開始されるサービスです。

【今回計画の見込】 段階的な利用の増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内外において、サービス事業所の確保に努めます。また、関係機関との連携により、保護者への情報提供やコーディネート等の支援を行います。

【参考資料】「居宅訪問型児童発達支援」サービスの概要（厚生労働省作成）

居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

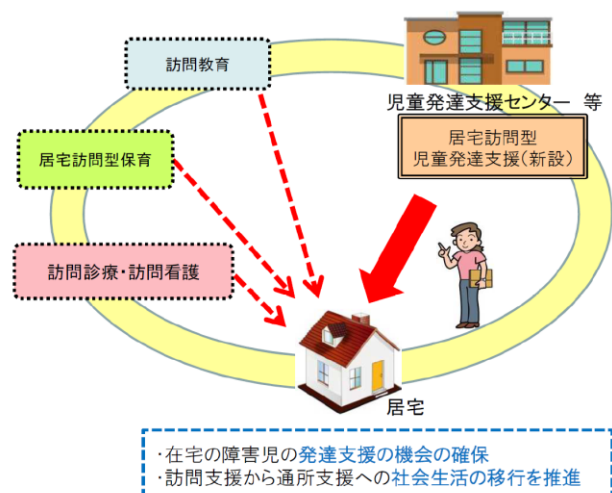
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



2 相談支援

(1) 障害児相談支援

区分		前回(第4期計画)の状況			今回(第5期計画)の見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	5人	8人	2人	5人	15人
	実績値	1人	1人	1人			
	達成率	100.0%	20.0%	12.5%			
※参考(利用実人員)		(1人)	(2人)	(2人)	(10人)	(30人)	(90人)

【前回計画の状況】 町内に障害児相談支援事業所は1か所しかなく、プラン作成も2人にとどまっています。

【今回計画の見込】 今後も段階的な増加に努め、期間中に実人員で90人の作成を目標とします。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等施設の整備や、児童発達支援センターの設置等によるプラン作成体制の充実を図り、段階的にプラン作成数の増加を図ります。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

※平成30年度から開始

国の指針では、医療的ケアを必要とする児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村において、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することとしています。コーディネーターは、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアを必要とする児童に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うとされています。

区分	前回(第4期計画)の状況	今回(第5期計画)の目標
目 標		医療的ケアを必要とする児童への支援のための協議の場に、平成30年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1人配置する。

【前回計画の状況】 今回計画から新たに設定された項目です。

【今回計画の見込】 関係機関の協議の場での検討を踏まえ、平成30年度中にコーディネーターを少なくとも1人配置します。

【確保のための方策】 成果目標である「医療的ケアを必要とする児童への支援のための協議の場の設置」と連動した項目です。関係機関の「協議の場」において対象児童の範囲や役割等を検討し、配置を行います。配置する人材には、当初は基幹相談支援センター（福祉推進課）での対応を、その後は、地域生活支援拠点等施設または児童発達支援センターでの対応を想定しています。

3 子ども・子育て支援事業計画との連携

障害の有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害のある児童に係る子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努める必要があります。そのため、「障害児福祉計画」は、保育・幼児教育や子育て支援サービス等について定める「子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図ることが求められています。

本計画では、大阪府の指針に基づき、「島本町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定／計画期間：平成27～31年度）に掲載している主な事業の利用量の見込み等について、一部を抜粋・整理して掲載します。

【参考】子ども・子育て支援事業の利用量の見込み等

（島本町子ども・子育て支援事業計画から抜粋）

事業区分		見込量		事業内容
		平成30年度	平成31年度	
幼児期の教育・保育 （幼稚園・保育所）	需要量	1,195 人	1,147 人	保育所・幼稚園において、保育・幼児教育を提供する。
	供給量	1,185 人	1,185 人	
時間外保育事業 （延長保育）	需要量	221 人	214 人	保育所において、通常の利用時間帯の前後に引き続き保育を行う。
	供給量	221 人	214 人	
放課後児童健全育成事業（学童保育室）	需要量	258 人	230 人	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び・生活の場を提供してその健全な育成を図る。
	供給量	260 人	260 人	
地域子育て支援拠点事業	需要量	9,596 人	9,453 人	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
	供給量	7,026 人	7,026 人	
一時預かり事業 （幼稚園）	需要量	8,532 人	8,126 人	幼稚園の教育課程時間の前後等に、地域の実態や保護者の就労等の理由により長時間の保育が必要な園児を対象に保育を行う。
	供給量	8,532 人	8,216 人	
一時預かり事業 （保育所）	需要量	2,718 人	2,629 人	保護者の病気時の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に保育所で保育を行う。
	供給量	2,718 人	2,629 人	
乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問）	需要量	258 人	253 人	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
	供給量	258 人	253 人	
養育支援訪問事業	需要量	9 人	8 人	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。
	供給量	9 人	8 人	

※地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の数値は、1日当たりの平均利用人数

※「島本町子ども・子育て支援事業計画」は、今後の中間見直しにより、数値が変更される可能性があります。

島本町障害者施策推進協議会条例

平成 13 年 7 月 13 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、島本町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町の関係団体が推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年島本町条例第 27 条)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 16 年 10 月 8 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 80 号)附則第 1 条ただし書(第 2 条に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 7 日条例第 3 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 16 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

島本町障害者施策推進協議会 委員名簿

氏名	所属	備考
井戸 恵利子	公募委員	
伊藤 健佐久	あじさい＊心の集い	
小寺 鐵也	種智院大学 社会福祉学科 教授	会長
五之治 佳代子	公募委員	
清水 照光	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 会長	副会長
徐 末子	島本町手をつなぐ親の会 会長	
高瀬 佐都美	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 島本町立やまぶき園 施設長	
豊島 敦哉	一般社団法人高槻市歯科医師会	
中小路 隆裕	一般社団法人高槻市医師会 理事	
狭間 礼子	大阪府茨木保健所 参事兼地域保健課長	
星野 圭介	NPO 法人すばる 福祉事業所すばる 施設長	
宮川 トモ子	島本町身体障害者福祉協会 副会長	
森 智恵子	NPO 法人クローバー自立支援センターしまもと クローバーしまもと 施設長	
陸野 肇	高槻市障がい者就業・生活支援センター 所長	
横井 正子	島本町民生委員児童委員協議会 会長	

(五十音順・敬称略)

島本町障害者施策推進協議会 開催経過

回数	開催日	案件
第1回	平成 29 年 10 月 24 日(火)	1 副会長の選出について 2 現行計画(障害者計画・障害福祉計画)の進捗状況報告 3 次期計画の策定スケジュール、骨子について 4 次期計画策定のためのアンケート調査中間報告 5 その他
第2回	平成 29 年 11 月 28 日(火)	1 次期「障害者計画(案)」について 2 その他
第3回	平成 29 年 12 月 5 日(火)	1 次期「障害者計画(案)」について 2 次期「障害福祉計画(案)」について 3 その他
第4回	平成 29 年 12 月 26 日(火)	1 アンケート調査報告書について 2 次期「障害福祉計画(案)」について 3 次期「障害者計画(案)」について 4 その他
第5回	平成 30 年 2 月 13 日(火)	1 パブリックコメント、事業所意見照会の結果について 2 次期計画案の確認について 3 その他

用語説明

あ行

医療的ケア（いりょうてき けあ）

たんの吸引や経管栄養の注入など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。従前は看護師や家族が行っていましたが、近年の制度改革により、一定の研修を受講すれば、介護職員等もたん吸引等を行うことができるようになっていきます。

インクルージョン（いんくるーじょん）

「包含」や「包み込む」ことを意味する英語で、教育や福祉の分野では、「一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の資源（学校等）を利用できる」という理念・手法をあらわす言葉として使われています。

か行

合理的配慮（ごうりてき はいりょ）

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

さ行

支援学校（しえん がっこう）

学校教育法で規定された障害児を対象とする学校のことです。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の児童に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とします。なお、学校教育法での名称は「特別支援学校」ですが、大阪府では「支援学校」の名称を使用しています。

社会的障壁（しゃかいてき しょうへき）

障害のある人にとって、日常生活や社会生活をおくる上で障壁となるようなものを指します。障壁には、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない慣習、偏見といったものが含まれます。

障害支援区分（しょうがい しえんくぶん）

障害者の障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分です。最も支援が必要な区分6から区分1までの6段階があり、これにより受けられるサービスの種類等が決まります。

障害者基本法（しょうがいしゃ きほん ほう）

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者福祉を増進することを目的として制定された法律です。

障害者権利条約（しょうがいしゃ けんり じょうやく）

平成18年に国連総会で採択された国際条約（障害者の権利に関する条約）です。障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。我が国では国内法・制度の整備を行ったうえで、平成26年に同条約を批准しています。

障害者差別解消法（しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことです。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。

自立支援協議会（じりつ しえん きょうぎかい）

障害者の地域における生活を支援していくためには、関係機関・関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。この役目を担うのが自立支援協議会です。島本町では、障害福祉サービス等の事業所と町で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」を設置し、事業所間の連携を図るとともに、イベントや研修の企画、地域の体制整備のための検討などに取り組んでいます。

身体障害者手帳（しんたい しょうがいしゃ てちょう）

一定の身体障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から6級に区分され、障害種別により肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、内部障害（呼吸器・心臓・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫）に分けられます。

精神障害者保健福祉手帳（せいしん しょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう）

一定の精神障害があると認められた人に交付される手帳です。手帳は、重度から順に1級から3級に区分されます。

成年後見制度（せいねん こうけん せいど）

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人の権利や財産等を守るため、本人・親族等の申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者等の場合は、必要に応じて市町村長が申立てを行います。

***法人後見**（ほうじん こうけん）

社会福祉法人やNPO等の法人が成年後見人等になり、個人が後見人になった場合と同様に、判断能力が十分でない人の支援を行うことをいいます。

***市民後見人**（しみん こうけんじん）

親族や弁護士等の専門職以外の、一般市民による後見人のこと。地域住民等で活動を希望する人が研修等を受けた上で、後見人としての活動を行います。

た行

地域包括ケアシステム（ちいき ほうかつ けあ しすてむ）

障害者や高齢者など、すべての地域住民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護・福祉サービスなどの生活支援サービスが日常生活の場で包括的・継続的に提供できるような地域での体制のことです。

な行

難病（なんびょう）

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養が必要となる疾病の総称。国では、平成27年1月に施行された「難病に対する医療等に関する法律」（難病法）により、指定された難病の医療費助成等の支援を行っています。また、障害者施策においては、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」において、難病者が障害者の範囲に追加され、指定された難病による障害のある方は、障害者手帳がなくとも、ホームヘルプサービスや福祉用具の給付等の障害福祉サービスが受けられるようになっています。

日常生活用具給付事業（にちじょう せいかつ ようぐ きゅうふ じぎょう）

障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する制度です。給付対象用具や基準額などは市町村が定めます。用具は、目的や内容により、次の種類に区分されています。

***介護・訓練支援用具**（かいご くんれん しえん ようぐ）

身体介護を支援する用具 [特殊寝台、移動用リフトなど]

***自立生活支援用具**（じりつ せいかつ しえん ようぐ）

入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具 [入浴補助用具、電磁調理器など]

***在宅療養等支援用具**（ざいたく りょうよう とう しえん ようぐ）

在宅療養を支援する用具 [電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなど]

***情報・意思疎通支援用具**（じょうほう いしそつう しえん ようぐ）

情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具 [聴覚障害者用通信装置など]

***排泄管理支援用具**（はいせつ かんり しえん ようぐ）

排泄管理を支援する用具 [ストーマ装具など]

***居宅生活動作補助用具**（きょたく せいかつ どうさ ほじょ ようぐ）

手すり設置、床段差解消などの小規模住宅改修

は行

発達障害（はったつ しょうがい）

「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

パブリックコメント（ぱぶりっく こめんと）

町の意見公募制度のことです。町が基本的な施策等に関する計画や条例等を策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。

PDCA サイクル（ピー でぃー しー えー さいくる）

生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①計画（Plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（Do）し、③実行した業務を評価（Check）し、④評価に基づいて見直す（Act）というサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善をめざします。

ら行

療育（りょういく）

主に、障害のある子どもの機能を高め、社会的に自立することを目的として行う「治療」と「教育」のことをいいます。

療育手帳（りょういく てちょう）

一定の知的障害があると認定された人に交付される手帳です。障害の程度は、A（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の3区分があります。

第5期 島本町障害福祉計画

(第1期 島本町障害児福祉計画)

平成 30 年3月

発行 島本町（健康福祉部 福祉推進課）

郵便番号：618-8570

住所：大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話： 075-961-5151

ファックス：075-962-5652